

第80号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の6」を「100分の3.6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の3.6」に改める。

附則第16項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」に、「100分の4.6」を、「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に改める。

附則第19項第1号中「次に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に、「最大重課税率欄」を「重課税率欄」に改め、同号ア中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同号イ中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「附則第12条の3第6項」を「附則第12条の3第3項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「附則第12条の3第7項」を「附則第12条の3第4項」に改め、同号を同項第3号とし、同項の表を次のように改める。

条 項	通常税率	重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率
-----	------	------	--------	--------

第47条第1項 第1号ア	7,500円	8,600円	2,000円	4,000円
	8,500円	9,700円	2,500円	4,500円
	9,500円	10,900円	2,500円	5,000円
	13,800円	15,800円	3,500円	7,000円
	15,700円	18,000円	4,000円	8,000円
	17,900円	20,500円	4,500円	9,000円
	20,500円	23,500円	5,500円	10,500円
	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
	27,200円	31,200円	7,000円	14,000円
	40,700円	46,800円	10,500円	20,500円
第47条第1項 第1号イ	29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
	39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
	45,000円	51,700円	11,500円	22,500円
	51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
	58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円
第47条第1項 第2号ア(抄 を除く。)	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円
	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円
	18,500円	20,300円	5,000円	9,500円
	22,000円	24,200円	5,500円	11,000円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円

	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円
	4,700円	5,100円	1,200円	2,400円
	15,100円	16,600円	4,000円	8,000円
	7,500円	8,200円	2,000円	4,000円
第47条第1項	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
第2号イ(オ)	11,500円	12,600円	3,000円	6,000円
を除く。)	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円
	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	30,000円	33,000円	7,500円	15,000円
	35,000円	38,500円	9,000円	17,500円
	40,500円	44,500円	10,500円	20,500円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	20,600円	22,600円	5,500円	10,500円
	10,200円	11,200円	3,000円	5,500円
第47条第1項	12,000円	12,000円	3,000円	6,000円
第3号ア(ア)	14,500円	14,500円	4,000円	7,500円
	17,500円	17,500円	4,500円	9,000円
	20,000円	20,000円	5,000円	10,000円
	22,500円	22,500円	6,000円	11,500円
	25,500円	25,500円	6,500円	13,000円
	29,000円	29,000円	7,500円	14,500円
第47条第1項	26,500円	29,100円	7,000円	13,500円
第3号ア(イ)	32,000円	35,200円	8,000円	16,000円
	38,000円	41,800円	9,500円	19,000円
	44,000円	48,400円	11,000円	22,000円
	50,500円	55,500円	13,000円	25,500円

	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
	64,000円	70,400円	16,000円	32,000円
第47条第1項 第3号イ	33,000円	36,300円	8,500円	16,500円
	41,000円	45,100円	10,500円	20,500円
	49,000円	53,900円	12,500円	24,500円
	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
	65,500円	72,000円	16,500円	33,000円
	74,000円	81,400円	18,500円	37,000円
	83,000円	91,300円	21,000円	41,500円
第47条第1項 第4号ア(㇆) を除く。)	4,500円	5,100円	1,500円	2,500円
	7,000円	8,000円	2,000円	3,500円
	3,900円	4,400円	1,000円	2,000円
第47条第1項 第4号イ(㇆) を除く。)	6,000円	6,900円	1,500円	3,000円
	9,500円	10,900円	2,500円	5,000円
	5,300円	6,000円	1,500円	3,000円
第47条第1項 第5号ア(㇆)	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
	12,800円	14,000円	3,500円	6,500円
第47条第1項 第5号ア(イ) a	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円
	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円
	18,500円	20,300円	5,000円	9,500円
	22,000円	24,200円	5,500円	11,000円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円
	4,700円	5,100円	1,500円	2,500円
	48,300円	52,800円	13,500円	25,000円

第47条第1項 第5号ア(イ)b	第4号に規定する営業用の区分による当該区分ごとの額	けん引車にあっては4,200円、それ以外のものにあっては7,700円	けん引車にあっては1,000円、それ以外のものにあっては2,000円	けん引車にあっては2,000円、それ以外のものにあっては3,500円
	第2号	附則第19項第1号の規定により読み替えて適用される第2号	附則第19項第2号の規定により読み替えて適用される第2号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される第2号
第47条第1項 第5号イ(ア)	第1号	附則第19項第1号の規定により読み替えて適用される第1号	附則第19項第2号の規定により読み替えて適用される第1号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される第1号
	第2号	附則第19項第1号の規定により読み替えて適用される第2号	附則第19項第2号の規定により読み替えて適用される第2号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される第2号
	第3号	附則第19項第1号の規定により読み替えて適用される第3号	附則第19項第2号の規定により読み替えて適用される第3号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される第3号
第47条第1項	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円

第5号イイ)	27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
	31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
	36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
	40,800円	46,900円	10,500円	20,500円
	46,400円	53,300円	12,000円	23,500円
	53,200円	61,100円	13,500円	27,000円
	61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
	70,400円	80,900円	18,000円	35,500円
	88,800円	102,100円	22,500円	44,500円
第47条第1項 第5号イロa)	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
	11,500円	12,600円	3,000円	6,000円
	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円
	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	30,000円	33,000円	7,500円	15,000円
	35,000円	38,500円	9,000円	17,500円
	40,500円	44,500円	10,500円	20,500円
	6,300円	6,900円	2,000円	3,500円
	65,700円	72,100円	18,500円	34,500円
第47条第1項 第5号イロb)	第4号に規定する自家用の区分による当該区分ごとの額	けん引車にあっては5,800円、それ以外のものにあつては10,400円	けん引車にあっては1,500円、それ以外のものにあつては2,500円	けん引車にあっては3,000円、それ以外のものにあつては5,000円
	第2号	附則第19項第1号の規定に	附則第19項第2号の規定に	附則第19項第3号の規定に

		より読み替えて適用される 第2号	より読み替えて適用される 第2号	より読み替えて適用される 第2号
第47条第2項 第1号	3,700円	4,100円	1,000円	1,800円
	4,700円	5,200円	1,200円	2,300円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
第47条第2項 第2号	5,200円	5,700円	1,300円	2,600円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円

第2条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第19項第1号中「法附則第12条の3第1項」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第 号）第2条の規定による改正後の法（以下「29年新法」という。）附則第12条の3第1項」に、「平成28年度分」を「次に定める年度以後の年度分」に改め、同号ア中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「道路運送車両法第7条第1項」を「29年新法第147条第3項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同号イ中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「29年新法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車」に、「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「新車新規登録を受けたもの」を「初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「法附則第12条の3第3項」を「29年新法附則第12条の3第3項」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同項第3号中「法附則第12条

の3第4項」を「29年新法附則第12条の3第4項」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

( 島根県県税条例の一部を改正する条例の一部改正 )

第3条 島根県県税条例の一部を改正する条例(平成27年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附則第1項中「附則第9項及び第10項」を「附則第8項及び第9項」に改め、「、第2条及び附則第7項の規定は平成28年4月1日から」を削り、附則中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の規定は公布の日から、第3条の規定は地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第 号。以下「改正法」という。)の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第2条及び附則第4項の規定は平成29年4月1日から施行する。

( 事業税に関する経過措置 )

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例(以下「新条例」という。)第16条及び附則第16項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

( 自動車税に関する経過措置 )



3 新条例附則第19項の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の島根県県税条例附則第19項の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(この条例の失効等)

5 この条例は、改正法が平成28年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

6 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。